

## 第26回福岡県職員倫理審査会 議事録（要旨）

### 1 日時

令和6年7月12日（金）14時00分～15時30分

### 2 場所

福岡県庁4階南棟 教育委員会会議室

### 3 出席者

小原 清信委員（会長）、樋口 佳恵委員、大慈彌 祐子委員

### 4 会議の内容

#### （1）開会

#### （2）事務局挨拶（総務部次長）

平成14年4月の「職員倫理条例」施行以来、委員の皆様から貴重なご意見を賜りながら、全庁を挙げて職員の倫理保持に関する取組を進めてきた。

しかしながら、昨年度は、飲酒運転事案、不適切事務処理事案、業務妨害事案による4件の懲戒処分を行った。

また、今年度も、セクシュアル・ハラスメント行為を行った職員に対して懲戒処分を行ったところである。

知事部局においては、改めて、職員に対し、綱紀粛正を行ったところであり、再発防止に取り組んでまいり。

また、職員がワークライフバランスを実現し、職務に前向きに取り組むことができるよう、時間外勤務の縮減や長期連続休暇の取得促進など様々な働き方改革の取組を進め、県民の信頼に全力で応えてまいり。

その他の事案についても、再発防止に向けて取り組んでいるところである。

本日は、本県が進める職員の倫理保持に関する取組について、委員の皆様から忌憚のないご意見を頂き、本県の取組がさらに効果的なものとなるよう努めてまいりたいと考えている。

#### （3）議事

職員の倫理保持に関する取組について

- ・事務局から、職員の倫理保持に関する取組について説明を行った。（資料別紙）
- ・主な質疑、意見は以下のとおり。

（委員）

資料3ページの名札の着用について、今年度から名札の氏名を氏のみに変更して

いるが、どのような経緯で変更したのか。

(事務局)

他自治体において、名札をフルネームで表示することで、インターネット等で名前を検索される、インターネット上に誹謗中傷も含めて名前を投稿するなどの事案が発生したことを踏まえ、今年度からのカスタマーハラスメント対策とあわせて今回の名札の見直しを行ったもの。

(委員)

教育庁についても今年度からカスタマーハラスメント対策を行っているが、教育現場におけるカスタマーハラスメントとはどのようなものがあるのか。

(事務局)

このマニュアルは学校現場を除く機関を対象としている。具体的には県立図書館や美術館などである。

(委員)

県警本部については、カスタマーハラスメントは多いのか。

(事務局)

県警本部では、昨年度カスタマーハラスメントのシステムを構築し運用しているところ。昨年は実際に交番での居座り等で逮捕した事例がある。

(委員)

公益通報制度について、思いのほか少ないという印象を受けた。

これは通報する案件が少ないのか、通報しやすい環境が整っていないことや心理的ハードルが高いことなどが原因なのか。

(事務局)

知事部局においては、研修等を活用し周知を行っているところ。

昨年度については、通報自体は多くあったが、内容が公益通報制度に沿うものか要件と照らし合わせ、通報者とやりとりを進めていく中で調査に至ったものが1件となっている。引き続き制度の趣旨等をしっかりと周知してまいる。